

会 議 録

|              |   |   |
|--------------|---|---|
| 会議名          | 令和元年度 第6回 小金井市学童保育所運営協議会  |   |
| 事務局<br>(担当課) | 児童青少年課  |   |
| 開催日時         | 令和元年10月21日(月) 19時00分～20時35分   |   |
| 開催場所         | 市役所第二庁舎801会議室   |   |
| 出席者          | 委員  | 【委員】 鈴木委員長 津田副委員長 鈴木委員 中山委員 小林委員<br>岸委員 岩野委員 上坂委員 長尾委員 矢野委員 中島委員 坂根委員<br>大澤委員 |
|              | 事務局   | 山田学童保育係長  |
| 会議次第         | 1 開会<br>2 議題<br>(1) 令和元年度ドッジボール大会の開催方法の変更について<br>(2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う基準の参酌化について<br>(3) 台風19号に対する学童保育所の対応について<br>(4) その他<br>3 閉会   |   |
| 配布資料         | ・【資料31-17】 令和元年度ドッジボール大会の開催方法の変更について(お知らせ)<br>・【資料31-18】 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正による影響について(従うべき基準の参酌化による影響等)<br>【別添資料】・放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準の見直しに伴う留意事項について<br>・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について |   |
| 議事           | 1. 開会<br>事務局より、配布資料の確認。<br><br>2. 議題<br>(1) 令和元年度ドッジボール大会の開催方法の変更について<br><br>事務局より説明。ドッジボール大会の開催方法の変更について保護者に通知するため、10月中に【資料31-17】のとおり通知文を出したい。場所等の詳細については現在検討中であり、決定次第、別途お知らせしたい。                                |   |

学校体育館で実施することから、観覧場所の確保が難しいため、撮影者以外の保護者の観覧はできない。

(学) 通知文の3番、「児童全員の同意」は、「児童保護者全員の同意」ではないか。また「体育館内への同席」は「体育館内への入館」ではないか。

(市) 修正する。

(学) 「撮影者数名」とあるが、人数は学童に任せてもらえるのか。

(市) 片手、または2～3名のイメージである。ただし、状況により弾力性を持たせてもよいと考えている。

(学) 「5名以内」等の表現にした方が良いのではないかと。7、8名でも、数名と言いきれば数名になってしまう。

(市) 「何人以内」という人数制限を設けることについては、やぶさかではない。

(学) 人数で制限した方が、誤解は防げるのではないかと。

(市) 市としては、撮影者と撮影者の手伝いをする人、というイメージだった。人数を決めた方が望ましいのであれば、「3人以内」等としてはどうか。

(学) 前は「3～4名」という話だった。既にその旨を父母の一部に伝えてしまっている。

(市) この場で人数を決めてしまっても、学保連としては構わないかと。

(学) 問題ない。

(学) 「5名以内」はどうか。

(市) 「数名」では混乱を招くというご意見もあったので、それでは「各学童5名以内」としたい。

(学) 承知した。

(学) ドッジボール大会の開催時期について、「2月中の水曜日」とあるが、開始時間は何時からか。

(市) 他校に移動する児童もいるので、午後2時くらいからになると思う。その時期は5時降所になっているので、それまでに収まるように実施する。

(学) 場所の詳細については検討中とあるが、決定時期の目途はいつごろか。

(市) 当日の1か月前くらいになる。例年、ドッジボール大会の案内は年明けに行っているが、今年も同時期にご案内したい。

(学) 撮影について。対戦する学童のうち一方の学童だけに、同意が得られない家庭があったときの取り扱いはどうか。

(市) そのような状況も想定されるので、早めに保護者に案内を行い、時間を確保したい。市としては、事前に保護者全員の同意をとってほしいという趣旨である。

(学) 父母会長を中心に取りまとめる。何か問題が出てくれば、また検討し対応する。

(市) 市としても協力したい。

## (2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴う基準の参酌化について

事務局より説明。

現在、放課後児童健全育成事業の運営基準については条例で定めるとされている。従事者及びその員数については国の基準（基準省令）に「従って」定めるとされている一方、その他の事項については基準省令を「参酌する」ものとされているところ。

平成30年12月に基準省令の参酌化が閣議決定された。その後、令和元年6月に法改正がなされ、

令和元年10月3日に基準省令が改正された。施行は令和2年4月である。

ポイントは2つ。①基準省令で定める事項すべてが参酌すべき基準となったこと。②基準省令の中身についての具体的な内容は変更されなかったこと、である。

また、今回の法改正により、東京都の認定資格を得るための認定研修の受講をしていない「みなし支援員」についての、みなし期限は延長されなかった。そのため、令和2年3月31日より後には、認定研修の未受講者は、放課後児童支援員ではなくなってしまうという状況になった。

ただし、市の責任と判断のもと、みなし期間を延長することも可能とされた。

今後の本市の対応については2点。①「事業に従事する者」及び「その員数」について、基準省令の変更がなかったことから、本市では当該部分の改正予定はない。②みなし支援員のみなし適用期間の延長については、検討を進め、必要に応じて条例改正等をしていきたい。

別添資料2点（内閣府と厚労省の通知）も参考にしていきたい。

（学）小金井市には「みなし支援員」がいるのか。

（市）いる。直営は、職員50人前後のうちの令和元年度当初で2割程度がみなし支援員。委託所については正確な把握はしていないが、6割程度が研修を受講済みで、残りの4割がみなしである。

（学）みなし期間の延長は可能なのか。

（市）条例改正によって可能となる。延長をしなければ、例えば新卒で正規職員を採用したい場合に、新卒で認定資格を持っている人はいないことから、採用したい人がいたとしても、市として雇用ができなくなってしまう。このようなことをふまえて、必要に応じて条例改正をしていくことになる。

（学）具体的には、「何年何月までに取得見込みの方は認める」というような条例改正になるのか。

（市）一つの手法として、現在はある一定の日までみなすという規定をしているところ、その日付を後ろに延長するという方法があり、そのような方法が一番現実的ではないかと考えている。

（学）保育士の資格を持っていても、新卒の方はみなし支援員ということだが、認定研修を受けるにあたっての費用や研修期間はどうなっているのか。

（市）国から補助金を受け、東京都が費用を負担する。研修期間は1週間程度。保有資格によって、一部受講科目が免除される場合がある。

（学）受講するタイミングが難しいということになるのか。

（市）同じ学童保育所から複数名が出ると運営に影響してしまうので、時期をずらすなど、工夫して受講してもらうようにしている。

（学）厚生労働省は、基準の緩和を強制するものではないと言っているのか。今回の改正は、どのような趣旨の改正なのか。

（市）国から自治体に対し、基準の緩和をできればやってほしいという意向が含まれているような通知と捉えている。

（学）条例改正となる場合、市議会にはいつごろ上程するのか。

（市）参酌化された人員基準の部分については、現状で条例改正の予定はない。みなしの期限については、現在検討中だが、来年の2月議会に出す必要があると考えている。それまでの間に、近隣市の動向もふまえて検討し

ていく。方向性が決まれば、運営協議会でもお知らせをする。

(学) このことは、子ども子育て会議には諮るのか。

(市) 厳密に言えば、本件はパブコメをするかどうかまで波及する問題ともいえるが、その対象となるのかどうかも含めて検討している。一方で、人員の配置基準を変えるようなときは、パブコメを行わなければならないと考えている。

(学) 近隣市で、先陣を切って条例を改正する市はあるのか。

(市) 早ければ、12月に改正をする市があるかもしれない。

(市) みなし支援員のみなし期限の延長期間については、「5年」や、年数を定めずに「当分の間」と表現するやり方もある。各市の動向もふまえて検討していきたい。

### (3) 台風19号に対する学童保育所の対応について

(市) 10月10日(木)に、全学童の代表者が集まる事務連絡会において、12日の対応についてどうするか検討した。まず、12日(土)に登所予定のご家庭に、登所予定の有無、登所降所の時間、及び降所についてはお迎えを原則とさせていただくことを、電話にて確認することとした。職員体制としては、登所の予定が0人であれば、職員が1人出勤して開所、登所の予定が1人でもあれば、通常の2人体制で開所することとした。

実際に確認したところ、登所予定が0人のところもあれば、何人かいる所もあった。11日(金)になってから、やはり休むという連絡もあり、状況が刻々と変化していったが、10日に取り決めた内容通り対応することとし、初めから閉所することはしなかった。11日の19時の段階で、登所予定0人の所も増えてきた中、12日の朝9時の段階で登所0人であれば、閉所して構わないこととした。

当日12日の朝は、8時から全所で職員が出勤し、開所した。結局、当日になって休みの連絡が入った例もあり、結果的に全所で登所0人ということになった。9時まで待機し、登所がないことを確認し、所を閉め、職員も退勤した。

(市) 子ども家庭部の所管のなかでは、公立保育園については、金曜日にホームページやツイッター等で家庭保育のお願いをし、土曜保育の利用者

に確認をしたうえで、初めから閉園した。これは市としても初めてのことであった。

学童については、登所する児童がいる可能性が0ではないなか、今回は8時から開け、1時間ほど職員に待機していただいた。児童館は、朝開けて、10時に閉めた。

今後の検討にあたっては、なかなかルール化するのが難しい部分があると考えているが、今回の事例もふまえて、このような対応をするケースがあることについては周知していく必要があると考えている。

保育をしないという判断は、なかなか難しい。行政、警察や消防署、医療関係者等の親もいるなか、子どもを預かれませんというのは行政として言いにくい。

学校は閉める権限が校長にあるが、保育園や学童においてはまだ明確に定まっておらず、悩ましいところがある。

学童の父母の方々としても、今後こういったことがあり得るということについては、機会があれば、父母会等を通じて周知していただきたい。

今後の検討のため、この場をお借りして行政側から問題提起させていただきたいので、各委員の皆さまには、ここでは一個人として、忌憚のないご意見をいただきたい。

今後、市としても検討を進め、また機会があったときに、正式な議題として提案させていただきたい。

(学) 電車の計画運休が一般的になり、また直前のアナウンスから、ある程度期間をとって事前に周知するようになってきている。市としても、ある程度、前もって計画的に進めていく環境ができてきているのではないかと。

今回、小平市のある小学校は3時間目からスタートしたとも聞いている。そのように、前日から、何時間目からスタートするという案内もあり得る。一律のルール化は難しいとしても、ケースごとの対応を案内はできるのではないかと。全部がケースバイケースと言われるよりも、保護者として、日頃からの心の準備をしておくことができる。

(学) 人命・安全面を優先して、閉所という選択肢はありだと思う。

(学) 閉所する場合があることを明文化しておくのは良い。ただ、両親ともに消防士とかの家庭もある。災害時にも、子どもを預かってもらわないとならない家庭もある。

(学) 複数の学童から出勤可能な職員を集めて、1、2所だけ開所し、閉所する学童の児童も受け入れるというような特例措置をとる場合、法的に

何か問題があるのか。

(市) できなくはない。ただ、実際の現場において、これまで見たことがない子どもを保育できるのかという問題はある。初めて会った子どもがアレルギーを持っているかどうかわからない状況で、現場として保育ができるのか、何か起こった時にどうするのかということは、課題の一つである。予めどんな子どもがいるのか、現場の職員が共有できるような仕組みづくりが必要になってくる部分があると考えている。

(市) 職員のなかでも、一つの案としては出ている。

(学) 緊急事態なので、学童を開けられないときもある。市は、もっと強気に行っても構わないのではないかと。命を守る行動をしなければならないときに、小学生を歩いて学童まで行かせる親はいないのでは。

(学) 父母会の役員会等でも話合ってみたらいいのではないかと。

(学) 今回は土曜日でよかった。

(学) みなみ学童は野川の近くにあり、川は溢れそうだった。あの非常事態で学童を開いてくれという親はいない。市としても閉所する決断をしてもいい。

(学) 前原小に避難を考えた家庭も多かったのでは。

(学) 緊急事態なので、利用料のことで何か言ってくる親はいないだろう。

(市) 直営職員は、避難所運営の仕事もある。ケースバイケースの部分はあると思う。今回、このような投げかけをさせていただいたので、また市の内部でも検討し、またどこかで議題とさせていただきたい。来年度の入所説明会等でも、このようなケースがあり得るということを少しずつ浸透させていきたい。

#### (4) その他

##### ① 学保連運動会について

(市) 11月3日に大運動会が予定されている。昨年、音量の関係で苦情が来ている。毎年のお願いとなるが、近所の方の迷惑にならないように開催をお願いしたい。

(学) 了承した。

(市) 昨年の反省から、近隣への開催周知のエリアを広げるという話ではなかったか。

(学) 既に案内は配布している。昨年は近隣のみだったが、今年は400世帯くらいに広げていると聞いている。

(市) 配慮をお願いしたい。

(学) 了承した。

②プロポーザル選考について

(市) 18日の金曜日、まえはら、あかね、みどり学童の運営事業者の再プロポーザルが実施され、無事に終了した。公開のプレゼンで、20人くらいの傍聴者もあった。各事業者に対しては、25日の金曜日までに結果を伝えることになっている。

また、11月に入ってすぐに市のホームページでも公開する。あくまでも契約交渉の優先順位が1位ということで、委託業者の決定ではないが、ご報告する。

(学) プロポーザルの件は、野球のドラフトでいう交渉権を得たということか。

(市) お見込みのとおり。

③ あかね第4・第5学童保育所の建設について

(市) あかね学童の工事は順調に進んでいる。外壁もできてきた。

④指導員の確保について

(学) 委託学童において指導員が集まらず、人材派遣会社に依頼し、かなりの額を支払っているという話を聞いた。そうしないと採用ができないというのはわかるのだが、本来であれば指導員に回っていくお金が人材会社に回っていくというのは、もやもやするところがある。

(市) 保育士の方でも同様と聞いている。1人採用するのに100万ではきかないとか、高騰しているという認識はある。

(学) 先日の指導員懇談会でも、指導員の先生になっていただける人が少ないなか、学芸大の学生とか、地域ならではの人材を確保していけないかというアイデアが出たところ。保育の質を下げることはしたくないけれども、うまく補完できる方法があれば、検討が必要かもしれない。

(市) 現在、指導員は全員有資格者が条件である。仮に資格を不要としたときには、当然に、ではどこまで認めるかということが問題になる。また、採用が困難だから基準を下げるというのも、条例改正の理由にならないということもある。我々としても、職員の処遇改善のために何ができるかを考えてはいるが、委託法人に補助金を出すということもしづらく、名案が浮かばないというところ。皆さん方にも議論を頂きたい。

夏休みの間だけとするなどの方向性もある。ご意見をいただきながら、改善できるものは改善していきたい。

(学) 5年に1回更新があると、指導員や事業者にとって非常に不安であ

る。同じ人を雇い続けるのではなく、非常勤の形態をとらざるを得ないことや、仮に2期目が取れたとしても、3期目が取れるかどうか分からない環境においては、長期間の雇用をためらってしまうことなど。若い職員ばかりでベテランの方がいないところに子どもを預けるのは、保護者としても不安が伴う。そのような観点からも見ていていただきたい。

(市) 委託業者の見直しの期間を長くすることについては、しないということ結論は出しているが、引き続きの課題として、心に留めておきたい。

(市) 10年更新の場合、職員の人件費を含めて考えると非常に難しい。委託期間の途中で経費が上がったときに、委託料を途中で上げることはほぼ不可能。引き続き運営委託がいいのか、指定管理がいいのか、民設民営がいいのか、時代によって変わっていく部分もあると考える。皆さん方からのご意見を聞きながら、今後考えていきたい。

#### ⑤災害等緊急時の対応について

(学) 今回の台風の前、降所の時間帯に大雨が降ったときがあり、その時に学童の電話がつながらないということがあった。このようなときに、父母会のメーリングリストを活用できないか。学童にも父母会メーリングリストに入ってもらうことで、緊急連絡がスムーズにできるようになるのではないか。

(市) メールによるタイムリーな情報提供については、たまむし学童からの予算要望にもあった。緊急時等に、いかにリアルタイムで父母に情報を伝えていくか、市としても課題と認識している。

(学) 技術的には、通常のメールは配信されず、必要時に指導員の先生からの投稿だけを可能とするようなこともできると思われる。学童の時間中に、配信されたメールを読んで対応することは難しいと思うので、このような方法であれば、指導員の負担が増えることもないため、導入のハードルは低いのではないか。

(市) 例えば児童青少年課がフリーメールでアカウントを作って、全ての父母会のメーリングリストに登録し、緊急時にはそれぞれに情報を配信するのはどうかという話は、これまで出たことがある。ただ、行政がそのようなことをやっていいのかとか、父母会に入っていない家庭に対するフォローにはなっていないのではという問題がある。短期的にはそのような方法で対応することを排除しないものの、長期的に見た場合には、児童青少年課が管理できるシステムによって、全保護者に対して緊急時の情報提供ができる方法を考えていく必要があるというのが基本的な考え方である。

(学) 過渡的なものとして既存の父母会のシステムを活用してもらうの

は、父母としても問題ない。検討していただけるのであれば、是非協力したいと考えている。

(市) これまで、台風接近などで早く降所させる場合等には、父母会未加入者などに別途対応することとしたうえで、父母会のメーリングリストを補完的に活用させてもらえるようお願いしていたことはある。

(学) その場合、ある程度文章で残しておいてもらった方が、引継ぎがしやすい。会長や役員は変わっていくので。

⑥宅配弁当について

(学) 冬休みの宅配弁当の実施について調整をする必要がある。今年度は全小学校について、終業式と始業式の日程は同じか。

(市) 確認する。

⑦次回日程について

(市) 次回は11月26日(火)に開催する。

以上